

上告委員会運営ガイドライン

1. 上告（アピール）は証言と論証（主張）の聴聞、委員会の審議、裁決の表明で構成される。
2. 上告の聴聞に際して出席する者は上告委員会委員長の裁量によって決定される。通例の出席者は、次の通りとする。
 - a. 上告した側のペア
 - b. 上告された側のペア
 - c. 双方のキャプテン（チーム戦の時）
 - d. 通訳（出席者が手続きを正確に理解するために必要と委員長が判断したとき）
 - e. 裁定を下したトーナメント・ディレクター及び主任ディレクター
 - f. 委員長が事実の判定に必要と判断する者
 - g. 上告委員会委員
3. 上告委員会は証言と論証の聴聞が始まった後は、新たな委員の出席を認めない。
4. 委員長は委員会を主宰する。手順は、次の通りとする。
 - a. 提出された上告用紙のコピーを配布する（ディレクターは聴聞の始まる前に上告された側のペアに上告用紙を手渡しておくことが望ましい）。
 - b. 当事者双方を確認した後、委員長は全員の出席者を紹介する。
 - c. 裁定を行ったディレクターの経過報告
 - d. 委員会からディレクターへの質問
 - e. ディレクターの報告に対する当事者双方の事実確認
 - f. 委員長が出席を求めた証人の証言とそれに対する委員会の質問と回答
 - g. 上告した側の陳述
 - h. 委員会からの質問
 - i. 上告された側の陳述
 - j. 委員会からの質問
 - k. 委員長からのさらなる質問と回答
 - l. 証言と論証の聴聞の後、委員会委員以外の出席者は全員退席する。ただし委員長は委員会の審議にディレクターの同席を求めることが出来る。
 - m. 委員会は審議の後、その裁決を当事者（まだ近くにいる場合）とディレクターに伝え、委員長は手短かに理由を説明する。
5. 委員長は委員会の決定を連盟に報告する義務を負う（上告用紙原紙を連盟事務局に提出するとともにそのコピーを主催者にも提出する）。

6. このガイドラインは委員会が上告を公平かつ礼儀正しく対処するための指針である。
7. 委員会がディレクターの裁定に対する上告以外の案件を審議する場合には、委員長は公平性維持のために必要なら上に述べた手続きを変更してもよい。

変更履歴

1999年12月制定

2017年4月記述・体裁変更（規則類整備にともなう段落・フォントの変更）